

health 保健



安心した出産に向けて

今月の両親学級

両親学級（一般コース）

日時・内容 4月17日（日）

午前9時～

・受け付けとマタニティ体験
午前9時15分～正午

・赤ちゃんのお風呂の入れ方
と助産師交流

・早産予防のためのお口の手入れ

講師 助産師・歯科衛生士

対象者

市内在住の妊婦さんとそのパートナー、育児中の方、祖父母

申込期限 4月14日（木）



ようこそ赤ちゃんコース

日時・内容 4月21日（木）

午前9時～ 受け付け

午前9時15分～正午

・お産の進み方と退院後に役立つ情報

・知っておくと安心！母乳の出方と飲ませ方

講師 助産師・保健師

対象者

市内在住で妊娠後期（おおむね妊娠28週（8カ月））の妊婦とそのパートナー

申込期限 4月18日（月）

共通

場所

安達保健福祉センター

募集人数 10組程度

持ち物

母子健康手帳、筆記用具

託児 無料

※事前に申し込みが必要。

※託児を希望される方は、オムツや着替え、ミルクなどをお持ちください。

◎問い合わせ・申し込み：

子育て世代包括支援セン

ター（安達保健福祉セン

ター内）

☎（24）8660

Fax（23）1714

内部被ばく量測定（ホルボディカウンター）

3歳以上の方を対象に、年間を通して行っています。継続して測定しましょう。

対象地区の方には、随時ご案内の通知を送付します。

測定場所

放射線被ばく測定センター

測定日程

「○」印の曜日が測定可能な曜日です。

日	月	火	水	木	金	土
○ ※奇数月のみ	休み	○	○	休み	○	○ ※偶数月のみ

予約先

放射線被ばく測定センター

☎（24）8110

Fax（22）8255

65歳になったら肺炎球菌予防接種を受けましょう

令和4年度に65歳になる方を対象に、高齢者肺炎球菌の予防接種を実施します。

対象となる方には、市から予防接種券を送付しますので、予防接種を持参し、医療機関で予防接種を受けてください。

対象者

①今年度中に65歳になる方

②年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳に到達する方で、過去に肺炎球菌の予防接種を受けた事がない方

接種期間 4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

◎問い合わせ：

健康増進課予防係

☎（55）5109

Fax（23）1714



ロープウェイで残雪の残る安達太良山へ



4月16日（土）から毎日営業



二本松市奥岳温泉

あだたら高原リゾート

TEL 0243-24-2141

http://www.adatarara-resort.com

あだたら山ロープウェイ特別営業

◆営業日（土日営業）

令和4年4月2・3・9・10日

◆営業時間

8：30～16：30
（上り最終15：50/下り最終16：20）

◆ロープウェイ料金

片道 大人 1,050円・小人 800円
往復 大人 1,750円・小人 1,350円

絶景露天風呂《あだたら山奥岳の湯》



●営業時間 10：00～18：00（最終受付17：30）

※メンテナンスによる休業日あり

●料金 大人 650円 小人 450円

水環境について

考えましょう

市では、市内の21河川34カ所で年2回水質検査を行っています。

貴重な水を大切に使用し、自然に戻すときにはできるだけきれいに返しましょう。

水質検査実施河川

六角川、鯉川、杉田川、羽石川、平石川、原瀬川、弘川、油井川、浅川、阿武隈川、箕輪用水、水原川、轟川、小浜川、移川、口太川、針道川、木幡川、若宮川、安達太田川、立石川

令和3年度の検査結果概要

市内を流れる河川は必ずしもきれいと言える状況ではありません。今後も、継続的に検査を行っていきます。

・河川の汚れ(BOD)

六角川で国が定める環境基準を超過していました。

・大腸菌群数

22カ所で環境基準よりも悪い結果となりました。

考えられる汚れの主な原因

・家庭からの生活排水
・野積みされた堆肥からの染み出し

・事業者から排出される事業に伴って生じる汚水

解決策

・下水道区域での下水道への接続
・単独処理浄化槽(みなし浄化槽)や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換
・水を汚さない生活の工夫

◎問い合わせ:

生活環境課環境衛生係

☎(55) 5103

Fax(22) 4479

または各支所地域振興課



合併処理浄化槽

新設・転換へ補助

合併処理浄化槽の設置、または下水道への接続はお済みですか？

下水道の事業計画に定められた区域以外の地域では、合併処理浄化槽の普及促進が課題となっています。

トイレのみを浄化する単独処理浄化槽では、台所や風呂、洗濯の排水は浄化されないまま河川等に放流されてしまいます。汲み取り便槽も含めて合併処理浄化槽への転換をお願いします。

市では合併処理浄化槽設置者に対する補助を行い、合併処理浄化槽普及の推進を図っています。

合併処理浄化槽設置費補助金

一定の要件を満たす合併処理浄化槽の設置に対し、補助金を交付します。

新築または増改築に合わせたトイレの水洗化等を予定している方は、浄化槽工事業者にご相談ください。

なお、申請が予算額に達した場合、先着順で補助を締め切ります。

対象地域

下水道の事業計画に定められた区域以外の市全域

※区域の詳細については、左記までお問い合わせください。

補助対象

自らが居住する住宅に、10人槽以下の浄化槽を設置する方で一定の要件を満たす場合

補助金の額

新設(新築)

・5人槽：16万6千円
・7人槽：20万7千円
・10人槽：27万4千円

転換(トイレ改造)

・5人槽：33万2千円
・7人槽：41万4千円
・10人槽：54万8千円

※単独浄化槽からの転換で、一定の要件を満たす場合には宅内配管工事費の加算があります。

撤去費

・単独処理浄化槽撤去費 4万5千円
・汲み取り便槽撤去費 3万円

◎問い合わせ:

上下水道課下水道管理係

☎(55) 5138

Fax(62) 1033

水銀体温計を

回収しています

体温計や血圧計、温度計には水銀が使用されているものがあります。それらが破損し、水銀を摂取した場合、健康被害を及ぼす恐れがあります。家庭で不要となった水銀体温計等は、市で設置する『回収ボックス』をご利用ください。

回収できるもの

・水銀体温計
・水銀血圧計
・水銀温度計

回収ボックス設置場所

・生活環境課(市役所1階)
・各支所地域振興課
・二本松保健センター
・安達保健福祉センター
・岩代保健センター

◎問い合わせ:

生活環境課環境衛生係

☎(55) 5103

Fax(22) 4479

または各支所地域振興課





肢体不自由者来所相談会

日時 4月22日(金)

午後1時～2時30分

場所 県庁北庁舎1階

福島県障がい者総合福祉センター
(福島市杉妻町2・16)

相談内容

補装具・義肢、装具、車いす等の購入・修理、医療、その他更生に関する相談
※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

相談料 無料

申込期限 4月11日(月)

申込方法

事前に左記まで電話等でお申し込みください。

◎問い合わせ・申し込み:

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

Fax(22)1547

または各支所地域振興課市
民福祉係

自閉症を

知っていますか?

毎年4月2日は国連が定めた世界自閉症啓発デーです。

また、4月2日～8日は、発達障がい啓発週間です。

二本松市民交流センターでは期間中、イメージカラーの青色を用いたブルーライトアップが行われます。

自閉症の方は、脳の発達の仕方の違いから、「他の人の気持ちや感情を理解すること」や「言葉を適切に使うこと」に難しさがあります。感覚が過敏だったり、記憶力が抜群だったりします。真面目に取り組んでも、誤解されてしまうこともあります。周囲の人は、自閉症の方のこうした態度や行動を理解して接することで、よりよい関係を築くことができます。この機会に自閉症のことを考えてみませんか。

◎問い合わせ:

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

Fax(22)1547

令和3年度高齢者温泉等
利用健康増進事業の利用
期間を延長します

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用を控えた方も多いと思われますので、令和3年度利用券(茶色)の利用期間を延長します。

なお、令和4年度利用券(緑色)については、別途送付します。利用券裏面の留意事項を守ってご利用ください。

利用延長期間

令和5年3月31日(金)まで
※未使用のまま処分された方は、左記までお問い合わせください。

※なお、令和2年度利用券(青色)の利用は、令和4年3月31日で終了となります。

◎問い合わせ:

高齢福祉課長寿福祉係

☎(55)5114

Fax(22)1547



税金



令和4年度

市税等の納期一覧

税目 納期	市民税 および 県民税	固定資産 税	軽自動車 税	国民健康 保険税	介護保険 料	後期高齢者 医療保険料	納期限
令和4年	5月	1期	全期				5月31日
	6月	1期					6月30日
	7月	2期		1期	1期		8月1日
	8月	2期		2期	2期	1期	8月31日
	9月			3期	3期	2期	9月30日
	10月	3期		4期	4期	3期	10月31日
	11月			5期	5期	4期	11月30日
	12月	3期		6期	6期	5期	12月26日
5年	1月	4期		7期	7期	6期	1月31日
	2月	4期		8期	8期	7期	2月28日

※特別徴収の場合は上表によらず、それぞれの給与の支払日に納めていただくことになります。

◎問い合わせ…税務課収納係 ☎(55)5087 Fax(22)0790

市税等の納期限は、左表に記載された月日となります。
※左表のほかに、市税等の随時課税分の納期があります。
※12月は納期限にご注意ください。



令和3年発生福島県沖地震
損害を受けた固定資産は
令和4年度減免される場
合があります

対象となる固定資産

令和3年2月13日に発生した福島県沖地震により、半壊以上の損害を受けた固定資産で、令和4年1月1日現在で復旧・修繕が行われていないもの

減免対象

対象となる固定資産に関する令和4年度の固定資産税

減免の割合

損害の程度により決定

※受けた損害が「一部損壊」「準半壊」の場合は減免の対象とはなりません。

申請方法

市ウェブサイトまたは税務課(市役所1階)備え付けの「市税等の減免申請書」に必要事項を記入の上、被害状況を証明する書類(罹災証明書)を添付して提出してください。

※令和3年度に減免を受けた方については、罹災証明書の添付の必要はありません。
申請期限 5月24日(火)



固定資産税の縦覧

所有する土地や家屋の価格(評価額)が、他の土地・家屋の価格と比較して適正かどうかを判断できるよう、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧期間 4月1日(金)

～5月31日(火)

午前8時30分～

午後5時15分

※土日・祝日を除く。

縦覧場所

税務課(市役所1階)

縦覧できる方

市内に土地や家屋を所有する納税者およびその代理人

※課税標準額が免税点(土地30万円、家屋20万円)未満で固定資産税が課税されていない場合は、縦覧できません。

手数料 無料

課税台帳の閲覧について

縦覧期間中に限り、無料で課税台帳(土地・家屋名寄帳)を閲覧することができます。

閲覧できる方は、固定資産税の納税義務者(所有者)のほか、借地・借家人等です。

閲覧は、税務課のほか各支所地域振興課でも行うことができます。

持参物

・縦覧(閲覧)者が本人であることを確認できる書類(運転免許証など)
・印鑑(申請書に自署する場合(不要))

・委任状(代理人の場合)

・納税者以外の方が閲覧する場合は、該当する資産との関係が分かる書類



◎問い合わせ・申請先:

税務課資産税係

☎(55)5086

Fax 22)0790

消費税のインボイス制度に関する説明会

税務署では、事業者の方を対象に消費税のインボイス制度説明会を開催します。

日時

日	時	申込締切	定員
4/26 (火)	10:00 ～11:00	4/21(木) 17:00	10人
5/18 (水)	10:00 ～11:00	5/13(金) 17:00	10人
6/14 (火)	10:00 ～11:00	6/9(木) 17:00	10人

※説明内容は、各回とも同じです。

会場

二本松税務署1階会議室

(二本松市亀合1・29)

※会場駐車場は、利用台数に限りがありますので、公共の交通機関等をご利用ください。

申込方法

左記までご連絡ください。

※定員になり次第締め切り

◎問い合わせ・申し込み:

二本松税務署

☎(22)1192

やすらぎの丘 二本松斎場



全日本葬祭業協同組合連合会加盟

丸又ふれあい会 会員募集中

葬儀のすべてのご相談・ご用命は

有限
会社

丸又葬儀社

本店/〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2
二本松斎場/〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5

☎0243-22-5598



0120-03-5598